

令和7年10月15日
生活環境部消費生活課

第1回福島県消費生活審議会
第1回福島県消費者教育推進地域協議会
開催のお知らせ

このことについて、下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1 開催日時

令和7年10月31日(金)午前10時00分～

2 場 所

消費生活センター研修室(自治会館1階)

3 内 容

第2期福島県消費者基本計画の素案について

4 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。
- (2) 受付開始時刻は、午前9時30分からです。
- (3) 受付は会場で行いますので、受付時に住所と氏名を記入してください。
- (4) 受付は先着順に行いますが、会場の広さの制約により、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがありますので御了承願います。
- (5) 傍聴する場合は、「福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会傍聴要領」に従ってください。

5 問い合わせ先

福島県生活環境部消費生活課
電話 024-521-7736

福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますが、会場の広さの制約がございますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。御不明な点は係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。